

令和 8 年度  
健康診断業務請負単価契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
那珂フュージョン科学技術研究所  
管理部 庶務課

## 1. 目的

本仕様書は、量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）那珂フュージョン科学技術研究所管理部庶務課が実施する労働安全衛生法等に基づく一般健康診断、特殊健康診断、行政通達健康診断及び生活習慣病検診について、受注者に請け負わせるための仕様について定めたものである。

## 2. 実施対象者及び予定人数（別紙参照）

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 那珂フュージョン科学技術研究所に勤務する職員等及び派遣職員       | 約 330 名 |
| (2) 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所東海地区に勤務する職員等及び派遣職員 | 約 3 名   |
| (3) 量子生命科学研究所東海地区に勤務する職員等及び派遣職員         | 約 3 名   |
| (4) 東京都内に勤務する職員等                        | 約 5 名   |

## 3. 実施場所

- |  |  |
|--|--|
| (1) 茨城県那珂市向山 801-1 QST 那珂フュージョン科学技術研究所内        |  |
| (2) 東京都 23 区都内                                 |  |
| （都営三田線内幸町駅または JR 新橋駅から片道 30 分程度にある受注者が指定する施設内） |  |
| (3) その他事前に QST と協議した場所                         |  |

## 4. 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施すること。

上期（5 月下旬～6 月中旬）及び下期（11 月下旬～12 月中旬）に実施する。

上期及び下期の実施時期は目安とし、実施日時の詳細については、別途協議の上決定するものとする。

## 5. 業務実施内容

### (1) 一般健康診断

QST 職員を対象とする。

### 1) 定期健康診断

雇用時健康診断対象者がいる場合には、定期健康診断と併せて実施する。原子力健康保険組合（以下「原子力健保」という。）が実施する生活習慣病検診を受診した者については、その結果を代用する。

なお、上期に受診できなかった者については、可能な限り下期に実施すること。

① 診察・調査（既往歴及び業務歴等）

② 身長・体重・BMI

- ③腹囲測定
- ④視力測定（5m）
- ⑤血圧測定
- ⑥尿検査（蛋白・糖）
- ⑦聴力検査（オージオメータ）
  - 雇用時健康診断対象者：1000Hz 30d／4000Hz 30d
  - 定期健康診断対象者：1000Hz 30d／4000Hz 40d
- ⑧心電図検査
- ⑨胸部X線写真（直接撮影）
- ⑩血液検査
  - a. 血液一般（赤血球数、血色素量）
  - b. 肝機能検査（AST、ALT、γ-GTP）
  - c. 血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、TG）
  - d. 糖尿病検査（血糖、HbA1c）

## 2) 特定業務従事者健康診断(上期及び下期)

定期健康診断の対象者はその結果を全て代用する。  
下期は①～⑦を必須で実施し、⑧及び⑨は、QSTからの名簿に基づき実施すること。

- ①診察・調査（既往歴及び業務歴等）
- ②聴力（診察時に会話法にて実施する）
- ③身長・体重・BMI
- ④腹囲測定
- ⑤視力測定（5m）
- ⑥血圧測定
- ⑦尿検査（蛋白・糖）
  - 以下は、QSTが提出する名簿に基づき実施すること。
- ⑧心電図検査
- ⑨血液検査
  - a. 血液一般（赤血球数、血色素量）
  - b. 肝機能検査（AST、ALT、γ-GTP）
  - c. 血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、TG）
  - d. 糖尿病検査（血糖、HbA1c）

## (2) 特殊健康診断

QST職員及び派遣職員を対象（ただし、下記5)情報機器取扱作業健康診断はQST職員のみ対象）とし、QSTからの名簿に基づき実施する。

なお、同時期に実施する一般健康診断と重複する項目がある場合は、それらの結果を代用する。

1) 電離放射線健康診断(上期及び下期)

以下の項目を実施する。

ただし、下記②については、QST が指定する者及び被ばく歴から医師が必要と判断する者に対し実施すること。

①診察・問診

(被ばく歴調査等、自他覚症状の有無、白内障に関する目の検査、皮膚の検査)

②血液検査（白血球数・白血球百分率、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

2) 有機溶剤健康診断(上期及び下期)

①診察・問診（業務歴調査、既往歴、取扱物質に応じた調査及び診察）

②作業条件の簡易な調査

※以下③～⑥の検査項目は、取扱物質により異なる。

③尿中の有機溶剤の代謝物

④肝機能検査（AST、ALT、 $\gamma$ -GTP）

⑤貧血検査（赤血球・血色素量）

⑥眼底検査（両眼）

3) 特定化学物質健康診断(上期・下期)

①診察・問診（業務歴、既往歴、取扱物質に応じた調査及び診察）

②作業条件の簡易な調査

※以下③～⑯の検査項目は、取扱物質により異なる

③尿蛋白、尿糖、尿潜血

④尿中代謝物検査

⑤肺活量

⑥胸部レントゲン

⑦白血球

⑧赤血球、血色素量

⑨肝機能検査1（AST、ALT、 $\gamma$ -GTP）

⑩肝機能検査2（ALP、血清ビリルビン）

⑪握力検査

⑫血液中のカドミウム量

⑬尿中の $\beta$ 2-ミクログロブリン量

⑭血圧

⑮血清インジウム

⑯血清 KL-6

4) レーザー健康診断（上期）※下期は必要に応じて実施

- ①診察・問診（業務歴、既往歴、自他覚症状の調査、前眼部検査）
- ②視力測定（5m）
- ③眼底検査（無散瞳カメラ撮影、両眼）

5) 情報機器取扱作業健康診断(上期) ※下期は必要に応じて実施

QST 職員を対象とする。

- ①問診（業務歴、既往歴、自覚症状の有無等の検査）
- ②視力測定(5m、50cm)、両眼視力(5m、50cm)

(3) 生活習慣病検診(上期) ※下期は必要に応じて実施

QST が提出した名簿に基づき実施する（38歳以上）。

なお、定期健康診断と重複する項目については、定期健康診断と同日に実施すること。

- ①身長・体重・BMI

- ②腹囲測定

- ③血圧測定

- ④尿検査（蛋白・糖・潜血）

- ⑤血液検査

- a. 血液一般検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数、血小板）

- b. 肝機能検査（AST、ALT、γ-GTP）

- c. 血中脂質検査（LDL コリステロール、HDL コリステロール、TG）

- d. 腎機能検査（尿素窒素、尿酸、推算糸球体濾過量、クレアチニン）

- e. 糖尿病検査（血糖、HbA1c）

- ⑥腹部超音波検査

- ⑦眼底検査(無散瞳カメラ撮影・両眼)

(4) 定期健康診断再検査(下期)

QST が提出した名簿に基づき、下記の検査を実施すること。

なお、同時期に実施した健康診断と重複した以下の項目については、その結果を代用する。

身長・体重、腹囲、血圧、血液検査（肝機能、血中脂質、血糖、HbA1c）

## 6. 診断技術

胸部レントゲン検査の読影については、複数の専門医によりダブルチェックを実施すること。

## 7. 実施要領

- (1) 健康診断は、受注者の責任の下に行うものとする。
- (2) QST が作成した名簿を基に受診票を作成し、健康診断実施日の 2 週間前までには QST が指定した研究所等に提出すること。
- (3) 健康診断終了後、4 週間以内に以下の書類等を遅滞なく QST が指定した研究所等に提出すること。なお、書類等は、2. の(1)～(4) ごとに作成すること。

### 1) 健康診断結果 (データ媒体 CD-R)

- ① CSV 形式  
QST と事前に協議した形式で作成すること。形式については受注者に別途通知する。
- ② EXCEL 形式  
属性、検査結果（判定含む）、問診結果（全項目及びメタボリックシンドロームの判定結果等）を含めること。項目及び記載方法については健診開始前までに QST 担当者の確認を受けること。
- ③ XML 形式  
定期健康診断結果については、指定した保険者ごとに作成すること。対象者については受注者に別途通知する。

### 2) 報告書

記載項目及び形式等は、別途協議するものとする。

- ① 健診結果報告書（健診結果は経年表記にすること。）
    - a. 個人結果通知票（個人通知用、事業所控え用）  
事業所控えは、一般健康診断及び生活習慣病検診の結果を PDF で作成すること。
    - b. 健診別健診結果個人票（事業所用）
  - ② 健診別有所見者一覧表
  - ③ 健診結果報告書一覧
  - ④ 労働基準監督署提出用結果報告書  
有所見人数及び医師の指示人数に該当する名簿を添付すること。
  - ⑤ 労災 2 次健康診断対象者リスト
- (4) 東海地区の書類等については、以下の通り対応すること。
- ・ 7. (2) の受診票は機構が指定した研究所に提出すること。
  - ・ 7. (3) の書類等は、六ヶ所フュージョンエネルギー研究所及び量子生命科学研究所に提出すること。ただし、2) 報告書類のうち、①a. 個人結果通知票（個人通知用）については、六ヶ所フュージョンエネルギー研究所東海地区及び量子生命科学研究

所東海地区に提出する。

#### 8. 支給品・貸与品

健康診断に必要な施設及び電力については、無償で支給又は貸与する。

#### 9. 検査条件

7 項. 実施要領に示す提出書類の完納及び本仕様書に定める業務が実施されたと QST が認めたときをもって検査合格とする。

#### 10. 個人情報の取扱い

- (1) 受注者は、人事名簿及び健康診断データ等個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守すること。
- (2) QST が提供した対象者名簿等の個人情報については、業務終了後、速やかに処分すること。
- (3) 受注者が作成した健康診断データについては、法令で定められた保管期間満了後、適切に処分すること。
- (4) 個人情報の取扱いに当たって疑義が生じた場合等に行う QST の確認または調査について、誠実に対応すること。

#### 11. 特記事項

- (1) 健康診断を実施する際には、(公社) 全国労働衛生団体連合会等による「健康診断実施時における新型コロナウィルス感染症対策について」を遵守した感染症対策を講じること。また、業務実施詳細については、双方協議の上決定する。さらに、QST の都合により日程等の調整及び健診項目の変更等が必要になった場合には、迅速に対応すること。
- (2) 各健康診断は、原子力健保が実施するがん検診及び生活習慣病検診の実施日程と合わせて実施すること。
- (3) 別紙に示す数量は予定数であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこと。
- (4) 請求書については、那珂フュージョン科学技術研究所（東京事務所含む）、六ヶ所フュージョンエネルギー研究所東海地区、量子生命科学研究所東海地区の内訳が分かるように作成すること。
- (5) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

健康診断項目	予定数(単位:人)							
一般健康診断	那珂研		東京	六ヶ所(東海)		量子生命(東海)		合計
定期健康診断 (雇用時健康診断及び特定業務健康診断を兼ねる)/再検	上期	下期	上期	上期	下期	上期	下期	
医師の診察・既往歴調査等	267	0	6	3	0	3	3	282
医師の診察・既往歴調査等(聴力会話法含む。)	0	110	6	3	2	3	3	127
身長・体重・BMI	212	110	6	3	2	3	3	339
腹囲測定	212	110	6	3	2	3	3	339
視力測定(5m)	267	110	6	3	2	3	3	394
血圧測定	212	110	6	3	2	3	3	339
尿検査(蛋白・糖)	212	110	6	3	2	3	3	339
聴力検査(オージオメータ)	267	0	6	3	0	3	0	279
胸部X線写真(直接撮影)	267	0	6	3	0	3	0	279
心電図検査	267	0	6	3	0	3	0	279
血液一般検査(赤血球数、血色素量)	212	0	6	3	0	3	3	227
肝機能検査(AST、ALT、γ-GTP)	212	10	6	3	0	3	3	237
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、TG)	212	10	6	3	0	3	3	237
糖尿病検査(血糖・HbA1c)	212	10	6	3	0	3	3	237
特殊健康診断 (定期健康診断等と重複する検査項目はその結果を代用する)								
電離放射線健康診断	上期	下期	上期	上期	下期	上期	下期	合計
診察・問診(被ばく歴、既往歴、自他覚症状の調査、白内障に関する眼の検査、皮膚の検査)	185	185	0	4	4	3	3	384
血液検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数)	75	5	0	4	0	3	3	90
血液検査(白血球百分率)	185	5	0	4	0	3	3	200
有機溶剤健康診断	上期	下期	上期	上期	下期	上期	下期	合計
診察(取扱物質に応じた診察)・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状の調査、簡易な作業条件)	37	37	0	0	0	0	0	74
尿中代謝物	0	0	0	0	0	0	0	0
貧血検査(赤血球・血色素量)	0	0	0	0	0	0	0	0
肝機能検査(AST、ALT、γ-GTP)	0	0	0	0	0	0	0	0
眼底検査(両眼)	0	0	0	0	0	0	0	0
特定化学物質健康診断	上期	下期	上期	上期	下期	上期	下期	合計
診察(取扱物質に応じた診察)・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状の調査、簡易な作業条件)	0	0	0	0	0	1	1	2
尿蛋白、尿糖、尿潜血	0	0	0	0	0	0	0	0
尿中代謝物検査	0	0	0	0	0	0	0	0
肺活量	0	0	0	0	0	0	0	0
胸部レントゲン	0	0	0	0	0	0	0	0
白血球	0	0	0	0	0	0	0	0
赤血球、血色素量	0	0	0	0	0	0	0	0
肝機能検査1(AST、ALT、γ-GTP)	0	0	0	0	0	0	0	0
肝機能検査2(ALP、血清ビリルビン)	0	0	0	0	0	0	0	0
握力検査	0	0	0	0	0	1	1	2
血中のカドミウム量	0	0	0	0	0	0	0	0
尿中のβ-ミクロプロブリン量	0	0	0	0	0	0	0	0
血圧	0	0	0	0	0	0	0	0
血清インジウム	0	0	0	0	0	0	0	0
血清KL-6	0	0	0	0	0	0	0	0
情報機器取扱作業健康診断 ※下期は必要に応じて実施	上期	下期	上期	上期	下期	上期	下期	合計
問診(業務歴、既往歴、自覚症状の有無等の検査)	40	0	0	3	0	0	0	43
視力測定(5m)	0	0	0	3	0	0	0	3
視力測定(50cm)、両眼視力(5m、50cm)	40	0	0	3	0	0	0	43
レーザー健康診断 ※下期は必要に応じて実施	上期	下期	上期	上期	下期	上期	下期	合計
診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状の調査、前眼部検査)	5	0	0	0	0	0	0	5
視力測定(5m)	5	0	0	0	0	0	0	5
眼底検査(無散瞳カメラ撮影、両眼)	5	0	0	0	0	0	0	5

健康診断項目 生活習慣病検診 ※下期は必要に応じて実施	予定数(単位:人)							
	上期	下期	上期	上期	下期	上期	下期	合計
身長・体重・BMI	(55)	0	0	0	0	0	0	(55)
腹囲測定	(55)	0	0	0	0	0	0	(55)
尿検査(蛋白・糖)	(55)	0	0	0	0	0	0	(55)
血圧測定	(55)	0	0	0	0	0	0	(55)
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、TG)	(55)	0	0	0	0	0	0	(55)
肝機能検査(AST、ALT、γ-GTP)	(55)	0	0	0	0	0	0	(55)
血液一般検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数、血小板)	208(55)	0	6	3	0	3	0	220(55)
糖尿病検査(血糖、HbA1c)	(55)	0	0	0	0	0	0	(55)
尿潜血	208 (55)	0	6	3	0	3	0	220(55)
腎機能・尿酸検査(尿素窒素、推算糸球体濾過量、クレアチニン、尿酸)	208 (55)	0	6	3	0	3	0	220(55)
眼底検査(無散瞳カメラ撮影・両眼)	208 (55)	0	6	3	0	3	0	220(55)
腹部超音波検査	208 (55)	0	6	3	0	3	0	220(55)

※( )内は37歳以下の原子力健保被保険者の予定人数で、検診費用は原子力健保に別途請求するものとし、契約金額には含まない。

※原子力健保が実施する生活習慣病検診と重複する検査項目は、その結果を代用する。